

○ 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7581 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第2 資金の内容</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 貸付限度額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額については、1,200万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあっては、年間経営費の12分の12に相当する額又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。</p> <p>①・② (略)</p> <p>なお、本特例の適用は、①については令和5年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったもの、②については令和4年9月30日までの間に貸付けの申込みを受けたものに限る。</p> <p><u>(3) コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった農林漁業者に対する貸付限度額については、600万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあっては、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。</u></p> <p><u>ただし、(1)又は(2)の貸付金残高と通算しないものとする。</u></p> <p><u>なお、本特例の適用は、令和5年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>第2 資金の内容</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 貸付限度額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額については、1,200万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあっては、年間経営費の12分の12に相当する額又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。</p> <p>①・② (略)</p> <p>なお、本特例の適用は、①については令和5年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったもの、②については令和4年6月30日までの間に貸付けの申込みを受けたものに限る。</p> <p>(新設)</p> <p>4・5 (略)</p>

附 則（令和4年4月26日4経営第298号）

この通知は、令和4年4月26日から施行する。